

公益財団法人 大幸財団 寄付金取扱規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人大幸財団（以下「本財団」という。）が受領する寄付金に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- ① 一般寄付金 一般社会に常時募金活動を行うことにより受領する寄付金。
 - ② 特定寄付金 個人又は団体から事業を特定して受領する寄付金。
- 2 この規程における寄付金には、金銭のほか有価証券とする。

(寄付金の募集)

第3条 本財団は常時寄付金を募ることができる。

- 2 受領した寄付金は、寄付金総額の50%以上を公益財団法人大幸財団定款第2条の公益目的事業に使用することとして募集しなければならない。
- 3 寄付は、1口10,000円で1口以上とする。

(受領書等の送付)

第4条 寄付金を受領したときは、遅滞なく礼状、受領書を寄付者に送付するものとする。

- 2 前項の受領書には、本財団の公益目的事業に関連する寄付金である旨、寄付金額及びその受領年月日を記載するものとする。

(募金に係る結果の報告)

第5条 本財団は、年度末決算終了後速やかに寄付金総額、使途予定その他必要事項を記載した報告書を寄付者に交付するものとする。

(特定寄付金)

第6条 本財団は個人又は団体より特定寄付金を受領することができる。

- 2 前項の寄付金について寄付者から資金使途及び寄付金の管理運用方法について条件が付されているときは、その受領につき理事会の承認を求めなければならない。
- 3 寄付金が下記各号に該当する場合若しくはそのおそれがある場合には、

当該寄付金を辞退しなければならない。

- ① 国、地方公共団体、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に規定する者以外の個人又は団体がその寄付により、特別の利益を受ける場合。
- ② 寄付者がその寄付をしたことにより、税の不当な軽減をきたす結果となる場合。
- ③ 寄付金の受け入れに起因して、本財団が著しく資金負担が生ずる場合。
- ④ 前3号に掲げる場合のほか、本財団の業務の遂行上支障があると認められるもの及び本財団が受け入れるには社会通念上不相当と認められる場合。

(情報公開)

第7条 本財団が受領する寄付金については、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第22条第5項各号に定める事項について、事務所への備置き及び閲覧等の措置を講じるものとする。

(個人情報保護)

第8条 寄付者に関する個人情報については、細心の注意を払って情報管理に努めるものとする。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、理事会の議決を経て行う。

附則

1. この規程は、平成23年6月11日から施行する。